

(令和5年3月30日 第1回障がい福祉課事案調査委員会 資料)

「障がい福祉課事案」の概要

1. 事案

令和5年(モ)第10040号証拠全申立事件

民事訴訟法第234条(証拠全)

裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認められるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる。

2. 趣旨

申立人 :

相手方: 恵庭市 代表者市長 原田 裕

申立理由

相手方は、北海道に対して、[REDACTED]牧場における使用者虐待の事実を通知すべき義務（障害者虐待防止法23条）があったにも拘わらず、これを怠り一切通報を行わなかつたことにより、申立人に経済的及び精神的損害を与えた。

3. 概要

障がい福祉課は育恵会（職親の団体）から、[REDACTED]牧場についての情報があり、これを受け、当該牧場の住み込みの障がい者3名に対する相談支援を行つた。その中で、障がい者3名は、助けを求めたり、不安を訴えたり、怪我をしてしたり、牧場主の不満を口にするなどの状態ではなかつた。また、居住は雑然としていたが、食事、入浴などの生活は確保されていた。さらに、当該牧場主に確認したところ、食事、洗濯、入浴などの支援は行われており、医療が必要な者は医療も受けしており、年金は障がい者の通帳で管理しているとのことであった。

このようなことから、障がい福祉課としては、本件については障がい者虐待（養護者による虐待（ネグレクト）、使用者による虐待）としての判断には至らなかつた。しかし、今後の住まいのことなどに向けて、障がい者3名に対して療育手帳の取得を促していく支援を行うこととしていた。

一方で、恵庭市障がい者総合相談支援センターeふらっとの記録では、市から相談を受けた当初より劣悪な環境や、金銭搾取などを疑っていたようであるが、平成29年2月8日の障がい福祉課とeふらっととの訪問では、eふらっととしては障がい者虐待の判断には至らなかつたようであった。

4. 論点

上記3.により、本件については次の2点が論点となる。

1. 本件を障がい者虐待と判断できたかどうかについて
2. 本件から障がい者虐待として予見が可能であったかについて

5. 時系列（参考）

日時	項目	内容	備考
H28.7.8★	育恵会 [REDACTED] 氏から障がい福祉課に電話	[REDACTED] 牧場にいる障がい者3人について確認してほしい	狩野
同日	障がい福祉課から eふらっとに電話	市内グループホームとショートステイの空き状況の確認について	
同日	[REDACTED] 牧場を訪問	困りごとを聞き取り。障がい者3人はすぐ出ていってほしいわけではない。障害者（療育）手帳の取得に向けて協力を依頼。	狩野
H28.12.21	障がい福祉課から eふらっとに電話	市内、近郊のグループホームとショートステイの空き状況の確認について	
H28.12.27★	[REDACTED] 牧場を訪問	障がい者3人の療育手帳取得に係る確認	佐藤 上山（熊谷）
H29.1.26	障がい福祉課から eふらっとに電話	療育手帳取得の判定のために総合相談所に障がい者3人を連れていく支援について	
H29.1.27	eふらっとから障がい福祉課に電話	総合相談所に障がい者3人を連れていく支援は出来ないことについて	
同日	障がい福祉課から eふらっとに電話	障がい者3人の判定は4月になった。2月に訪問の予定。	
同日	eふらっとが障がい福祉課を来庁	障がい福祉課の対応についての確認	
H29.1.30	eふらっとから障がい福祉課に電話	障がい福祉課の対応についての確認	
H29.1.31	eふらっとが障がい福祉課を来庁	障がい福祉課の対応についての確認	
H29.2.8	障がい福祉課、eふらっとが [REDACTED] 牧場を訪問	[REDACTED] 牧場での生活状況に係る確認	